

平成 29 年 6 月の市民の声（全 6 通のうち 6 通）

市民の声の内容と、そのお返事の一部を紹介します。

◇ベルマークの回収について

【ご意見・ご提案など】

ベルマークの回収もしてほしいです。

（平成 29 年 6 月 5 日）

【お返事】

回収を希望される場合は、学校教育課にご連絡ください。回収に伺います。また、ご提供いただいたベルマークは、お住まいの地域の学校で活用するのが最良と思われ、該当する小・中学校に問い合わせました。しかしながら、2校とも現在はベルマーク運動を行っていないとの回答でした。

ベルマークは、学校ごとに集めてベルマーク教育助成財団に送ることにより、1点あたり1円がそれぞれの学校のベルマーク預金になります。貯まった預金で、学校の設備品などを購入できます。確認したところ、市内でベルマーク運動に参加している小中学校は7校ありました。提供いただいたベルマークは、この運動に参加している7校で、有効に使わせていただきます。

（担当：学校教育課）

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658

◇健診について

【ご意見・ご提案など】

後期高齢者で普段病院通いをしていない人はほとんどいないのに全員に健診の案内をする必要があるのか。若い人は健診を受けず必要に応じて病院に行く人も多いが、高齢者は受けるのが当たり前で普段の受診科目とダブっていてもかまわず全部受ける場合が多い。仕事を休んで少ない時間の中でやりくりして受診する人と高齢者が一緒に待ち時間が長くなるのは困るという意見も聞く。

高齢者の日取りを分けるなり項目を考えるなりできないか。

(平成 29 年 6 月 6 日)

【お返事】

住民健診については、住民健診（がん検診を含む）の受診希望などを調査するため、毎年 12 月中旬に 19 歳以上の全市民を対象として住民健診調査票を送っています。市民がどこの医療機関を受診し、どんな治療や検査をしているかは個人情報であり、市では把握することができません。このため、対象者全員に調査票を送付しています。

調査票に「市の健診を受ける」と回答した人へは、健診日の 1 か月ほど前に実施通知書を送付しています。

住民健診は、市内 3 会場（健友館、市民会館、塩沢保健センター）で実施しています。健診実施機関の都合もあり、限られた日数の中で効率よく健診が実施できるよう、集落ごとの受診希望人数等を勘案しながら日程を計画しています。

健診当日は、待ち時間が少なくなるよう受付時間を 30 分単位で割り付けて案内しています。しかし、胃がん検診は、食事の関係で午前のみとなるため午前中は混雑してしまいます。これを解消するため、胃がん検診のない人へは午後の健診案内をしています。また、会場の混み具合を見ながら、健診の周り順などを変えて待ち時間短縮にも努めています。

健診会場への送迎などで、高齢者が家族と一緒に受診されることもあります。このため、一概に高齢者だけの受診日を設定することは、現在考えておりません。

今後も、待ち時間が少なくなるよう工夫してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

(担当：保健課)

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658

◇公衆電話の設置について

【ご意見・ご提案など】

こんにちは。

いつも私たち市民のために、いろいろと考えていただきありがとうございます。
わが家には小学校低学年の子どもがいます。余川地区から北辰小学校へ通学しています。

通学途中に、1つも公衆電話がありません！

通学路の道をすこし外れても公衆電話を見つけられません！

学校の規則としても携帯電話を持たせるのはNGだし、わが家の方針としても小学校から携帯電話を持たせるつもりはありません。

でも、万が一の時や、何かあって子どもから発信したい、などの時があっても、公衆電話がなさすぎて、今の状態では、子ども達が、自分たちで自分やお友だちの身を守ることができないと考えています。

林市長や市の職員の皆さんは、この点、どのように考えていますか？

公衆電話がなくても、何か他の策のアイデアをお持ちでしたら、ぜひ、その内容を共有してもらえると親としてありがたいです。

スマホや携帯が普及している今、公衆電話の数が激減しているのもわかりますが、町の子ども達のために、何とかもう少し台数を増やしてもらえませんかでしょうか。

我が子の通学路付近にも、設置をお願いしたいですし、車通りが多い少ないという道路状況に関係なく、歩く子ども達が【万が一の時】に利用しやすい場所にもう少し、公衆電話の増設をご検討よろしくをお願いいたします。

(平成 29 年 6 月 9 日)

【お返事】

公衆電話の設置については、電気通信事業法によって NTT などの電気通信事業者に設置が義務付けられています。余川地域ではおおむね 1 km 四方に 1 台を目安に設置されており、(有) やぶせん様、セブンイレブン南魚沼余川店様に設置されています。

公衆電話は、非常時の通信手段として大変有用ですが、採算性が低いことが問題となっています。このため、設置義務のない場所の公衆電話は撤去が進んでおり、新規設置はほとんど行われていないと認識しています。

教育委員会では、地域の皆様、南魚沼警察、学校と協力し、子ども達が危険に遭遇したときに安心して立ち寄れる場所として、「子ども 110 番の家」の登録を行っています。登録には地域の個人宅や民間企業にご協力いただき、目印として

建物にプレートの取付けをお願いしています。

現在、北辰小学校区には 31 箇所の登録がありますが、お子様の通学付近には、現在「子ども 110 番の家」がありません。今後、学校と協力しながら、協力していただける方を探していきます。

子ども達の安全のためにできる限りのことを行っていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

(担当：学校教育課学校庶務班)

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658

◇公園の整備について

【ご意見・ご提案など】

東京で8年暮らして、4歳の息子と新潟に移住してきました。

昔私がよく遊んだ公園、遊具はすべて取り払われ、除草剤で黄色くなった草が生えてるだけ。公園を探せどもどこも廃れていて。

ほんっと何も無い……八色の森のトランポリン、子供だって三回四回も行けば飽きますよ…

UターンIターンを推奨してるとは到底思えない環境。

新しい公園が欲しい訳では無いんです。今ある公園の整備をきちんとして欲しい。

(平成29年6月10日)

【お返事】

現在、南魚沼市で管理している公園は、児童公園、河川公園、総合公園、緑地帯など市内に24か所あります。この中で、除草剤を使用している公園はありません。ご指摘のあった公園は、地元区などで管理している公園だと思われます。

行政区で管理する公園では、少子化や遊具の老朽化・劣化などにより、遊具を撤去する所が見受けられます。この問題は、市が管理する公園でも同じで、子どもたちの安全を第一に考え、危険な場合は撤去したうえで、代替りの遊具を設置しております。行政区が管理する公園では、代替りの遊具を地元で購入する必要があります。購入の補助金制度はありますが、地元負担もあることから、各行政区で更新するか撤去するかを判断しています。

ご存知かもしれませんが、市内の代表的な公園を紹介します。大和地区には、大型遊具や芝生広場などがある「八色の森公園」があり、浦佐地区には「5か所の児童公園」、ゆきぐに大和病院裏手には「健康の杜公園」があります。北里学院の隣には「ふれいパーク水無公園」が、大崎地区にはたくさんの鯉のぼりで有名な地元管理の「大崎ダム公園」などがあります。

六日町地区には、春の観桜会で有名な「銭淵公園」、三国川添いには河川公園「さくり親水公園」や「三国川ふれあい広場」などがあり、ほかに駅西児童公園をはじめ「7か所の児童・街区公園」があります。

塩沢地区には、桜並木が続く「かまくら桜ヶ丘公園」や、牧之通り付近に大きなゾウの滑り台がある「塩沢中央公園」、キャンプや水遊びで賑わう「登川河川公園」、野球場やサッカー場、テニスコートがある「大原運動公園」などがあります。また、道の駅「雪あかり」にも、遊具が設置された憩いの広場があります。

天候不良時など、室内や屋根のある遊び場としては、「にこにこ広場」(入園前のお子さんと親御さんを対象)や、「ほのぼの広場」(0歳から小学校入学前の乳

幼児親子を対象)があります。市内各地区の保育園や市役所分庁舎などで実施していますので、ぜひご利用ください。

大型遊具などは少ないものの、季節によって多彩な景色が楽しめる公園が市内にはたくさんあります。今後も気持ちよく利用していただけるように、管理を心掛けてまいります。

(担当：都市計画課)

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658

◇本人確認について

【ご意見・ご提案など】

個人情報でもない合併証明書の取得で本人確認をさせるな！

(平成 29 年 6 月 22 日)

【お返事】

誤って本人確認をしてしまい、誠に申し訳ありませんでした。

合併証明書は、住民票などの申請書に記入していただくだけでよく、通常は本人確認をしていません。

ほとんどの証明発行や届出に本人確認が必要であることから、今回は職員が誤って同様の対応をしてしまったと推測しています。今後こうしたことがないよう、職員に周知徹底を図ってまいります。

(担当：市民課)

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658

◇市民税の納期について

【ご意見・ご提案など】

29年度の県民税と市民税の納税通知書が届きました。

納税通知書が郵送日（到着した日）から、第1期納期までが僅か2週間と期間が短いです。特に今年の通知書は遅かったと思うのですが、何かあったのでしょうか。

行政には行政の事情があるとは思いますが、人それぞれ事情があります。通知書の発送と納期までの期間を最低3週間位頂けると助かります。

税金を払いたくない訳ではありません。ただ、期間が短いと、通知書を送れば払うだろうと役所は思ってるんだなあ。そう思ってしまいます。

来年度以降改善して頂ければ幸いです。

回答お待ちしております。

（平成29年6月22日）

【お返事】

納税通知書は、市内全域に大量に発送するため、早く到着する所と遅く到着する所で数日のずれが起きてしまいます。ところが、今年度はこれまでよりさらに日数がかかってしまった地区があるようです。

その原因は、郵便局における郵便事務の流れが5月頃から変更されたためですが、市はその事実を先日ようやく把握しました。結果として納税通知書の到着が遅れ、皆様にご心配とご不便をお掛けしたことをお詫び申し上げます。

市では地方税法に基づき、税の納期を納付月の16日～月末と定めております。市民税・県民税は、地方税法で第1期が「6月中」と定められており、当市でも6月末を第1期の納期限としています。また、地方税法では納税通知書は納期限の10日前までに納税義務者に交付しなければならないとされており、遅くともそれまでには皆様のお手元に届くよう、担当課で対応しています。

6月上旬に納税通知書を発送できれば良いのですが、皆様から申告いただいた収入・所得の情報整理と精査、それを基にした課税判定処理等、様々な事務手続きを経て納税通知書を作成・発送しています。処理件数は膨大であり、6月中旬の発送が精一杯の状況です。（近隣他市町の状況も確認しましたが、概ね当市と同様の状況でした。）これらの理由から、納期まで3週間というご要望にはお応えできないことをご理解願います。

これまでの郵便事情とは異なることが判明したので、作業日程や作業手順をさらに見直し、少しでも早く発送することでこれまでと同じころに納税通知書をお届けするよう、担当課に検討を指示いたしました。

市民の皆様に必要な準備期間をご用意できないことを心苦しく感じています

が、今後も期限内の納付にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

(担当：税務課)

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658